



# 愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

# ～お願い編～

## 目 次

1	申請・届出・相談について	
(1)	申請・届出・相談者	1
(2)	郵送による申請等	1
(3)	申請・届出前の事前相談	2
2	申請書・届出書の作り方のポイント	
(1)	申請書	3
(2)	機器等一覧表	3
(3)	技術上の基準	4
(4)	技術上の基準の添付資料	5
(5)	フローシート・配管図・配置図	6
(6)	その他	7
(7)	審査期間について	7
3	完成検査の申請時期	8
4	名古屋市への権限移譲について	9
5	手数料について	10

## 1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、申請者本人を含め3人以内とします。

## 1 (2) 郵送による申請等

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、令和4年度以降も、あらかじめ受付担当者とは電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものを同封してください。

## 1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了したこととなりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

### 【事前相談できるもの】

- ・ 高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

### 【事前相談できないもの】

- ・ 他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・ 高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・ 図面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・ 図面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと

## 2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

## 2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77MPa、ブタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としてきました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。

## 2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

- ①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載  
例) 号 → 第1号  
タイトル → 境界線・警戒標  
概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げること
- ②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は「**該当なし**」、該当している場合は「**該当有り**」と記載してください。
- ③「**該当有り**」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「**変更なし**」と記載してください。変更がある場合は「**変更あり**」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。

## 2 (4) 技術上の基準の添付資料

添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。

ページ番号等が書かれていない場合、資料探しに時間を要することとなり審査が遅くなります。

また、製造許可申請、変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと審査が遅くなります。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備 大臣認定品等※1) 支障のない可とう管※2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検査成績書の写し</li><li>・ 強度計算書</li><li>・ ミルシート（委託検査品を除く）</li><li>・ 図面（安全弁を除く弁類に限る）</li></ul>

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品※3)の総称

※2) 可とう管に関する検査基準「KHKS0803」に基づき高圧ガス保安協会の委託検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

## 2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要し、遅くなります。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。



## 2（6）その他

製造施設が複数ある場合や変更か所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

## 2（7）審査期間について

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」（1）～（6）を参考に円滑な審査にご協力ください。

### 3 完成検査の申請時期

完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなっても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。

## 4 名古屋市への権限移譲について

### ①権限移譲について

地方分権改革に伴う高圧ガス保安法の改正により、平成30年4月1日から高圧ガス保安法に係る事務・権限が一部を除き名古屋市に移譲されました。

これにより、名古屋市内の事業所におきましては、平成30年度から高圧ガス保安法に係る手続きの窓口が愛知県から名古屋市に変更されています。(特定製造事業所及び特定製造事業所敷地内に存する事業所を除く。)

### ②高圧法及び液石法の適用を受けるタンクローリの取扱いについて

使用の本拠の所在地が名古屋市内である移動式製造設備で、液化石油ガス法の充填設備でもあるタンクローリの場合、液化石油ガス法に基づく充填設備に関する事務・権限は移譲されません。

したがって、当該タンクローリに係る申請等については、それぞれの法令に基づき窓口が愛知県（液化石油ガス法）・名古屋市（高圧ガス保安法）となり、所管する行政機関が異なるため、申請等の添付書類の省略は認められません。

## 5 手数料について

愛知県と名古屋市では、申請手数料の取扱いが異なりますのでご注意ください。

### ①愛知県に係る申請手数料

愛知県収入証紙で納付してください。愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎5階・生協売店で購入できます。

### ②名古屋市に係る申請手数料

名古屋市消防局予防部規制課保安係にお問い合わせください。

電話：052-972-3553      FAX：052-972-4196



# 法令改正について

法令等の改正動向（令和3年3月～令和4年1月）

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

# 1 法令等の改正動向(令和3年3月～令和4年1月)

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
○	○	○	○	R3. 10. 20	冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和	政令第286号 省令第76号、告示第216号 20211020保局第1号
	○	○	○	R3. 03. 29	コールド・エバポレータの定義見直し等	省令第20号、告示第57号 20210308保局第2号
	○	○	○	R3. 04. 23	特定不活性ガスの性能規定化	省令第44号、告示第105号 20210407保局第2号
	○		○	R3. 05. 18	刻印・表示方法合理化等	省令第48号 20210407保局第3号 20210407保局第4号
			○	R3. 03. 30	顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準に関する詳細審査基準の見直し、その他	20210324保局第2号

## 1-1.1 法令等の改正動向(令和3年3月～令和4年1月)

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
○	○	○	○	R3. 10. 20	冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和	政令第286号 省令第76号、告示第216号 20211020保局第1号

- (1) 不活性ガスの種類の追加 【冷凍則第2条第1項第3号】  
冷凍則第2条第1項第3号に規定される不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加える。
- (2) 冷凍保安責任者の選任範囲の変更 【冷凍則第36条第3項第1号】  
ヘリウム等のガスの製造施設に係る冷凍保安責任者の選任義務についても、規模が20冷凍トン以上50冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。
- (3) 冷凍施設に用いる機器の指定 【冷凍則第63条】  
ヘリウム等を用いる冷凍機器についても、規模が3冷凍トン以上5冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。

## 1-1.2 法令等の改正動向(令和3年3月～令和4年1月)

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
○	○	○	○	R3. 10. 20	冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和	政令第286号 省令第76号、告示第216号 20211020保局第1号

- (4) その他【一般則第101条・第102条】 【製造細目告示第1条の9】  
委任根拠の改正や、表現の適正化を行う。
- (5) ヘリウム等の扱いの整備 【基本通達】  
法第13条の関係通達に、上記ガスを追加する。  
冷凍則第5条において冷凍能力の算定基準が示されているところ、一部のヘリウム冷媒を使用する冷凍設備等については本基準が採用できず、過去に法令照会により算出方法を示していたが、今回基本通達に明記することとする。  
冷凍則の貯蔵、販売、輸入検査の対象となる冷凍設備のガス種に上記ガスを追加し、政令の規定と同様の緩和措置を図る。



## 1-2.1 法令等の改正動向(令和3年3月～令和4年1月)

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
	○	○	○	R3.03.29	コールド・エバポレータの定義見直し等	省令第20号、告示第57号 20210308保局第2号

### (1) CEの定義見直し等

【一般則、協会則、コンビ則、指定機関則、製造細目告示、  
一般則例示基準、コンビ則例示基準、基本通達】

CEについては、貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）及び蒸発器のみで構成される定置式製造設備をCEとするよう、定義を明確化する。これに伴い、協会則及び指定機関則で定めているCEの定義についても同様に規定を見直すほか、CEの運用の適正化に係る改正を行う。

※施行日：R3.04.01

## 1-2.2 法令等の改正動向(令和3年3月～令和4年1月)

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
	○	○	○	R3.03.29	コールド・エバポレータの定義見直し等	省令第20号、告示第57号 20210308保局第2号

### (2) 適用除外となるエアゾール製品の火炎長試験の見直し等

#### 【政令関係告示、基本通達】

今般、適用除外となるエアゾール製品等の試験方法を定めたJIS S 3301が制定され、泡状エアゾール製品等に適用可能な試験方法が当該JISで示されていることから、告示の火炎長試験の方法として、当該JIS規格を引用するよう見直しを行う。併せて、JISの試験名称に合わせ、政令関係告示の「火炎長試験」を「火炎発生状態試験」に改称する。

また、業界において、容器に表示すべき事項の表示に係る自主基準として「エアゾール等製品の表示自主基準」（一般社団法人日本エアゾール協会）が定められたことから、当該自主基準を活用できるよう基本通達の見直しを行う。

## 1-3 法令等の改正動向（令和3年3月～令和4年1月）

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
	○	○	○	R3. 04. 23	特定不活性ガスの性能規定化	省令第44号、告示第105号 20210407保局第2号

掲名による規定から定量的な判定方法による規定（性能規定）に改めるため、省令、告示及び通達の改正を行いました。

### ◎特定不活性ガス

（新）不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの。

（旧）フルオロオレフィン千二百三十四 y f  
フルオロオレフィン千二百三十四 z e  
フルオロカーボン三十二

## 1-4 法令等の改正動向（令和3年3月～令和4年1月）

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
	○		○	R3.05.18	刻印・表示方法合理化等	省令第48号 20210407保局第3号 20210407保局第4号

- (1) 超低温容器・金属ライナー製一般複合容器・液化石油ガス用一般複合容器における容器検査時の刻印について、アルミニウム箔に刻印する方式に加え、印字による表示も認める。 【容器則、基本通達】
- (2) 液化石油ガス用一般複合容器について、実測値に加え代表値による内容積の表示も認める。 【基本通達】
- (3) 液化石油ガス用一般複合容器について、氏名等の表示において黒色のインクの使用も認める。 【基本通達】
- (4) 英国のEU離脱を踏まえて、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国がそれぞれの国内法令に基づき採用する」と改正する。 【保税通達】

## 1-5 法令等の改正動向（令和3年3月～令和4年1月）

政令	省令	告示	通達	年月日	内容	番号
			○	R3. 03. 30	顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準に関する詳細審査基準の見直し、その他	20210324保局第2号

(1) 顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準に関する詳細審査基準の見直し

【一般則例示基準、大臣認定試験者通達】

一般則第7条の4において、詳細な審査基準を一般則例示基準に整備し、当該基準を適切に運用するための改正を行う。併せて、大臣認定試験者通達において、高圧ガス設備の試験及び製造に係る経済産業大臣の認定の適用範囲等に、一般則第7条の4の適用を受ける高圧ガス設備も対象に加えるための改正を行う。

(2) その他 【基本通達、大臣認定試験者通達】

基本通達（特定設備検査規則関係）において、最新のKHKS0220(2020)に改めるための改正を行う。